

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期について

令和3年11月25日
構造改革特別区域推進本部長

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく規制の特例措置については、特例措置の実施状況等に照らし全国展開の是非等の評価を行っているところであり、当該評価の実施時期については、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の規定に基づき、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（以下「評価・調査委員会」という。）において取りまとめられた意見を踏まえ、構造改革特別区域推進本部長が評価の実施時期を決定しているところである。

この度、未評価又は前回評価から時間が経過している規制の特例措置について、評価・調査委員会において意見が取りまとめられたことから、当該意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期について、以下のとおり決定する。

○改めて評価するもの

特例措置番号	特定事業名	評価時期
816	学校設置会社による学校設置事業	令和4年度
1123	研究開発用海水温度差発電設備の 法定検査手続不要化事業	令和4年度
1310	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	令和4年度
1205 (1214、1221)	重量物輸送効率化事業	令和5年度

○初めて評価するもの

特例措置番号	特定事業名	評価時期
1308	特別管理産業廃棄物の運搬に係る パイプライン使用の特例事業	令和4年度
413	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大 による救急隊編成弾力化事業	令和5年度
1010	地方競馬における小規模場外設備 設置事業	令和5年度